

麻績村食堂交流施設設置及び管理に関する条例

令和 8 年 7 月 21 日

条 例 第 1 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2の規定に基づき、麻績村食堂交流施設（以下「施設」という。）の設置及び管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で「施設」とは、飲食及び交流ができる場を提供することにより、本村の産業振興と地域のにぎわいの創出を図る目的に設置する施設をいう。ただし、村長が必要と認める場合にはこの限りでない。

(公募の告示)

第 3 条 村長は、使用者を公募するにあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を麻績村公告式条例（昭和32年麻績村条例第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示するものとする。

- (1) 使用を行う公の施設の名称及び場所
- (2) 使用者が行う業務の基準及び範囲
- (3) 使用期間
- (4) 申請方法

(名称及び位置)

第 4 条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名 称	位 置
麻績村食堂交流施設	麻績村麻3888番地 1

(使用の申請)

第 5 条 施設の使用をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

- (1) 施設を使用する期間内における業務に関する各年度の事業計画及び収支予算書
- (2) 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録（法人以外にあつては、収支決算書）又は納税証明書
- (4) 上記に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

(選定の基準)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、使用者の候補を選定するものとする。

(1) 事業計画書に沿った管理を安定して行う、物的能力及び人的能力を有する者であること。

(2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させることができる者であること。

(3) 施設の運営が住民の平等利用を確保できる者であること。

(連帯保証人)

第7条 施設の使用者は、連帯保証人を立てるものとし、連帯保証人は、使用者と連帯して使用料その他一切の義務を負担しなければならない。

2 前項の規定による連帯保証人は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす者で、村長が相当と認める者でなければならない。

(1) 使用者と同程度以上の所得があり、確実な保証能力を有する者であること。

(2) 市町村民税及び固定資産税等を納付し、かつ滞納をしていない者。

3 連帯保証人が、前項の資格を欠いたとき、その他連帯保証人を変更すべき事由が生じたときは、申請者は、新たな連帯保証人を立て、村長に届け出なければならない。

(使用期間)

第8条 施設の使用期間は、麻績村財務規則（平成26年7月15日麻績村規則第4号）第187条第6号の規定に基づき、5年間とする。

2 前項の貸付期間は、更新することができる。

(使用の制限)

第9条 村長は、次の各号の一に該当すると認められる場合は、許可しないことができる。

(1) 公益上の立場から、社会秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 管理上支障があると認められるとき。

(3) 建物及び付属施設等の棄損、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(4) 特定の政党若しくは公選による候補者を支持し、又はこれらに反対するための使用、その他政治的活動の使用と認められるとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又はこれらに反対するための使用、その他宗教的活動の使用と認められるとき。

(6) 前各号に掲げられるもののほか、村長が適当でないと認められるとき。

(使用の取消)

第10条 村長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例、又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、管理上支障があるとき。

(賠償責任)

第11条 使用者が故意若しくは重大な過失により施設、設備等を破損し、又は滅失したときは、村長の認定に基づいてこれを原状に復し、又は損害額を賠償しなければならない。ただし、村長が賠償させることが適当でないと認めたときはこの限りでない。

(使用権の譲渡禁止)

第12条 使用者は、施設の使用の権限を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第13条 使用者は、麻績村使用料条例（昭和38年7月6日条例第10号）に基づき、次の表に定める施設使用料（以下「使用料」という。）を村に納入しなければならない。

区分	単位	金額	備考
施設使用料	年	600,000円	月額50,000円

(使用料の減免)

第14条 村長は、必要があると認めたときは使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第15条 既に納入された使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるときはその全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設の管理上、特に必要があるため、村長が利用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責に帰さない理由により施設を利用することができないとき。

(敷金)

第16条 村長は、使用者から使用時における1年分の使用料に相当する600,000円を敷金として徴収することができる。

2 使用者が使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、村長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、使用者は村長に対し、敷金をもって使用料に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。

3 第1項に規定する敷金は、使用者が施設を返還するときに、これを還付する。ただし、施設の使用に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

4 敷金に利子はつけない。

(敷金の管理)

第17条 村長は、敷金を預金等の安全確実な方法で管理しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。